

(仮称) 韮崎都市計画道路 1・4・1号 双葉・韮崎・清里幹線  
環境影響評価方法書に対する知事意見

事業実施区域及びその周辺（以下、「周辺地域」という。）は、八ヶ岳などの山岳に囲まれ、豊富な水資源を有し、希少動植物を含む多様な生態系が形成されており、こうした自然環境や景観を求め、県内外から多くの人々が移住し、また訪れる地域である。

また、周辺地域はユネスコエコパークの移行地域であり、自然環境の保全と自然環境に調和した持続可能な地域社会の発展を実現する地域でもある。

事業者は、事業の影響を最大限回避、低減するよう、こうした地域特性を十分踏まえた環境影響評価を実施すること。

**【全般的事項】**

**（基本的な考え）**

1. 環境影響評価制度は、情報公開がその根幹をなすものであることから、できるだけ具体的な情報を事業者ホームページなど住民等が取得しやすい方法により、積極的に公開すること。
2. 本事業は、中部横断自動車道（長坂～八千穂）の一部であることから、長野県で行われている「(仮称) 佐久都市計画道路 1・4・1号南牧佐久線」の環境影響評価と整合をとること。

**（事業計画）**

3. 道路位置について、計画段階評価配慮書とみなす書類（以下、「配慮書」という。）、方法書、準備書の各段階における環境保全の観点からの検討経緯及び結果を準備書に記載すること。  
特に、配慮書においてルート帯をB案にした際の環境への配慮事項を詳細に記載すること。
4. 次の計画について、環境調査結果を踏まえて速やかに検討し、計画が決定する前の段階で、位置や構造がわかる図面等により、検討経緯を含めて県に報告し、ホームページ等で情報公開すること。
  - ・道路位置
  - ・トンネル、橋梁、盛土などの構造（以下、「道路構造」という。）
  - ・インターチェンジや休憩所（SA・PA）、雪捨て場などの附属施設
  - ・工事施工ヤードや工事用道路、発生土仮置き場などの一時的な施設（以下、「一時施設」という。）
5. 中部横断自動車道の既設区間の供用状況に鑑み、2車線暫定供用が想定されるため、2車線暫定供用時の影響が、4車線供用時より大きくなる場合には、評価結果を比較して示すこと。

### (項目選定、調査予測評価手法)

6. 環境影響評価項目に選定しない場合は、その理由を準備書に記載すること。
7. 方法書で選定しないこととした環境影響評価の項目について、方法書に基づく現地調査等によって、評価の必要性が生じた場合は、追加して評価を行うこと。
8. 方法書の「調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由」には、具体的な調査、予測及び評価手法が記載されていない事項があるため、具体的な手法の決定後、速やかに県に報告し助言を受けるとともに、事業者ホームページ等で情報公開すること。

### (環境保全措置の検討)

9. 環境保全措置は、回避、最小化、代償の順で検討すること。
10. 予測結果が、環境基準等を下回る場合であっても、現況の環境が大きく変化する場合は、環境保全措置を検討すること。
11. 事業者が環境保全措置以外で自主的に実施する環境への配慮事項（環境モニタリング等）も、準備書に記載すること。

### (準備書作成にあたっての留意事項)

12. 本意見に基づき検討した経緯及び結果を記載すること。また、準備書手続開始までの間に、県に情報提供を行った資料を掲載すること。
13. 専門家等の助言を受けた場合は、専門分野、助言の内容、検討の経緯及び結果を記載すること。
14. 住民等が理解しやすいよう、文章表現、図表等の使用、図書の構成や分量に配慮すること。

### 【個別事項】

#### (大気質)

15. 大気拡散予測式（プルーム式及びパフ式）の適用は、道路構造が決定した段階で、周辺の地形や気象などの条件を踏まえ、再度検討すること。  
検討は、大気安定度把握のための気温測定や煙流実験を行うなど、当該地域の大気の流れ・拡散の特性を把握した上で行うこと。  
検討の結果、プルーム式及びパフ式で適正な予測及び評価が難しい場合は、野外拡散実験や数値解析モデルなどの手法を検討すること。

16. 盛土構造等による周辺の気流や気温等の変化について、類似事例を参考に影響を検討し、必要に応じて解析のためのシミュレーションを行うこと。

17. 近年の異常気象発生状況を踏まえ、予測に必要な気象条件を適切に把握するため、気象観測の通年実施を検討すること。

#### (騒音、振動、低周波音)

18. 静穏な住居環境が広く存在している地域であることから、その現況を把握できる調査地点を選定し、自動車騒音等が、現況の騒音レベルを大きく変化させる場合には、環境保全措置を検討すること。

19. トンネルの発破工事等で生じる騒音、振動、低周波音について、近隣の住居地や猛禽類などへの影響を、調査、予測及び評価すること。

#### (水質、水象)

20. 水質、水象、地下水の調査地点は、事業実施区域の下流側にも設定すること。また、水源、井戸、農業用ため池や用水路などへの影響を、現地観測データや既存資料を用い、できる限り定量的に予測及び評価を行うこと。

21. 河川流量及び地下水位のモニタリングは、工事着手前から実施すること。なお河川流量は、流域の状況が把握できる地点で常時モニタリングすること（既設観測所のデータ活用を含む。）。

22. 融雪剤や凍結防止剤の使用が地表水や地下水の水質、動植物に及ぼす影響について、調査、予測及び評価すること。

#### (土壌汚染)

23. 工事により、自然由来の重金属を含んだ有害な土砂が生じる可能性を、事前に調査するとともに、生じた場合の管理や処分の方法を検討すること。

#### (日照障害)

24. 盛土構造であっても、日照障害が著しくなる場合は、予測及び評価を行うこと。

#### (動植物生態系)

25. 周辺地域には、湧水池や湿地帯、水田などがあり、希少な動植物を含む生態系が形成されている可能性が高いため、動植物調査は、希少な動植物を見落とさないよう、事前に専門家等へのヒアリングや現地踏査により最新の情報を集めた上で調査対象種を設定し、対象種の生態を考慮して、十分なデータが得られるよう調査地点、調査時期や回数を設定すること。

26. 道路位置や道路の構造は、生息する動物の行動圏を踏まえて検討すること。  
また、行動圏が分断されるおそれがある場合は、動物の侵入防止や移動経路の確保などの環境保全措置を検討すること。
27. 生態系の評価は、生態系を代表する複数の種及び群集を、希少性、上位性、典型性、特殊性の視点から選定し、それらの生息地に対する影響及び環境保全措置の効果について、できる限り定量的に評価すること。  
また、それらと他の動植物との相互関係も考慮して評価すること。
28. 猛禽類の環境保全措置は、周辺地域に生息する猛禽類の営巣地、行動圏を把握し、行動圏の土地利用の変化、餌の生息環境の変化を踏まえ検討すること。

#### (構造物の景観、人と自然との触れ合い活動の場)

29. 日常景観への影響を把握するため、道路が見える範囲を示した地図を作成するとともに、集落などに視点場を設定すること。
30. 構造物について、デザインや色彩ごとに複数のフォトモンタージュを作成して比較検討し、周辺景観と調和のとれるものとする。
31. 一時施設について、景観への影響が1年以上継続する可能性がある場合は、影響を回避又は低減する方法を検討すること。
32. 道路の照明や自動車の前照灯が、周辺地域での星空観察に与える影響を調査、予測及び評価し、環境保全措置を検討すること。
33. 自動車の走行音が、バードウォッチングや森林浴など、静寂な環境が求められる活動に与える影響を調査、予測及び評価し、環境保全措置を検討すること。

#### (発生土、温室効果ガス)

34. 土砂の発生、処分・再利用の量を予測し、環境保全措置を検討すること。
35. 工事中の温室効果ガスの発生量を予測し、環境保全措置を検討すること。また、供用時の温室効果ガスの定量的な把握について検討すること。